

質問に対する回答

番号	質問受付日	質問内容	回答内容
1	令和7年2月13日	施設整備を計画している土地が自治会が組織されていない区域に位置する場合、必要書類「地元説明会経緯個別調書」の作成の際に必要な地元自治会等への説明の方法は。	自治会等が組織されていない場合は、近隣の自治会等へ説明会を開催していただきますようお願いいたします。施設の建設や運営に影響を及ぼすことがないように、説明会は必ず開催してください。
2	令和7年2月13日	必要書類「近隣地権者等への説明及び敷地の状況について」及び「地元説明会経緯個別調書」の「隣接地権者」とは、「土地所有者」か「実際に住んでいる者」どちらを指すのでしょうか。また、店舗が位置する場合、説明の相手方は、「土地所有者」、「店舗のオーナー」、「店長」どちらを指すのでしょうか。	「隣接地権者」とは施設整備計画地に隣接する土地所有者を指します。
3	令和7年2月13日	施設整備を計画している土地を図示するので、説明が必要な地権者の範囲を提示してください。	本市より説明の範囲を提示することはありません。施設の建設や運営に影響を及ぼすことがないように、近隣住民等への説明は必ず行っていただきますようお願いいたします。
4	令和7年2月13日	原本証明は1部のみか、あるいは書類ごとに原本証明が必要になるのか。	書類ごとに原本証明をご用意ください。
5	令和7年3月17日	施設計画予定地について、介護事業者が土地建物を所有せず、土地所有者が施設を建設し介護事業者が賃貸契約を交わす場合、土地所有者と介護事業者との契約がされていれば問題ないか。	敷地確保の確実性を証するものとして、賃貸借確約書の写しをご提出ください。なお確約書の写しについては、法人代表者による原本証明が必要となります。
6	令和7年3月17日	施設計画予定地が借地だった場合、土地所有者と借地契約を交わすのは別会社（介護事業者以外）でも問題ないか。なお、その別会社が借地契約し施設を建設し、介護事業者とは賃貸借契約書を行う予定。	『千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針』（4 立地条件二（4））に規定されているとおりです。
7	令和7年3月17日	施設計画予定地が既存の介護付き有料老人ホームの近隣だった場合でも選定されるか。また、今回の公募の重点ポイントや（配点などあれば）ご教授いただきたい。	選定の可否や審査基準につきましてはお答えすることはできません。
8	令和7年4月3日	設置予定地の状況一覧表において、地番欄に記載する名称は地番の一部の面積を使用する場合、〇〇〇の一部と表記するのか。	お見込みのとおりです。
9	令和7年4月3日	地籍㎡（公募）欄に記載する面積は登記情報に記載の各々の面積でよいか。	お見込みのとおりです。
10	令和7年4月7日	建物整備業者が整備予定地を賃借し、特定施設を運営する事業者が建物を賃借する場合、提出が必要な契約書等はなにか。	実質的には二者間の契約関係と同一視できるような契約書等をご用意ください。なお、契約関係が複数になる場合は、『千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針』（4 立地条件二（4））の規定を遵守してください。

質問に対する回答

番号	質問受付日	質問内容	回答内容
11	令和7年4月7日	借地による土地に整備する場合、当該計画に必要な契約期間はあるか。	借地による土地に有料老人ホームを設置する場合は、『千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針』（4 立地条件（4））の規定を遵守してください。